指定管理施設・出資法人調査特別委員会 現地調査活動状況

- 1 日時 平成27年7月31日(金)
- 2 出席委員(11名)

 委員長
 遠藤
 浩

 副委員長
 卯月
 政人

委員 高野剛 塩澤 浩 桜本 広樹

 皆川
 巖
 山下
 政樹
 猪股
 尚彦

 佐藤
 茂樹
 早川
 浩
 上田
 仁

- 3 欠席委員 なし
- 4 調査先及び調査内容
- (1)【 山梨県立富士北麓駐車場 】(指定管理者:株式会社 フジヤマクオリティ)

調査内容(主な質疑)

山梨県立富士北麓駐車場の現地視察を行った後、山梨県富士北麓公園内会議室において、概要説明を受け、質疑を行った。主な質疑・答弁については以下のとおり。

- 問)資料の9ページに駐車場の使用状況の記載があるが、1台1,000円の使用料やイベント等の料金は、どこの収入に入るのか。
- 答)駐車場のマイカー規制期間の利用料金並びにイベント等で使用した利用料は、県の収入になる。
- 問) 県の収入とのことだが、どういう流れで入金されるのか。
- 答)料金徴収業務については指定管理者に委託しているので、その日の分については、翌日に県の指定 する口座に入金している。
- 問)駐車料の代行業務は、どういう形態になっているのか。
- 答)マイカー規制期間の料金の徴収については、第一駐車場にガードマンボックスがあるのだが、そこ に当社の料金徴収員が常駐しており、対面で駐車券を渡し、1,000円を徴収している。
- 問)チケット制になっているとのことだが、県として代行業務が適正に行われているかどうかを、どう チェックしているのか。
- 答)駐車料金を頂いた場合は、領収証を発行しているが、半券が料金徴収員の手元に残るため、収入の 金額と半券の付け合わせでチェックしている。
- 問) それは誰がしているのか。

- 答) 県の職員が行っている。
- 問)県の収入はどこに入っているのか。イベントの収入はどうか。また、イベント含めて全体で県にい くら入ったのかの資料を提出してほしい。
- 答)県の収入は一般会計として収入されている。また、イベントにおける利用料は県が直接収入している。
- 問)指定管理者と県が中心となってイベントを組むことで、この駐車場が365日に最も近い形で 収入が得られるような考えは今までしてこなかったのか。
- 答)マイカー規制期間以外についても、幅広く利用していただけるよう周知している。
- 問)そういう甘い考えではなく、駐車場だから365日24時間稼げる訳である。マイカー規制期間中 も24時間稼いでいるわけだから、県は365日に近い体制を指定管理者に求め、県も協力しながら イベント等を行うことで、一層収入が上がる可能性が残っているではないか。マイカー規制期間とイ ベント期間を除く200数十日間利益が上がるのを放棄しているようものだ。指定管理者だけでなく 県にも収入が入ってくるかもしれない。なぜ積極的な対応をしないのか。
- 答)委員ご指摘のとおりである。こちらとしても周知してきたわけだが、まだまだ足りないと思う。イベント等の誘致を含めて取り組んでいきたい。
- 問) 先ほどの現地調査の際、移動販売店がアイスクリーム売っていたようだが、どういう形態のものか。 また、それらの収入はどのようになるのか。
- 答) 先ほど現地で見ていただいた売店が2つあったが、1店は鳴沢の恩賜林組合の売店で、もう1店は 西桂町の商工会の売店である。これらは北麓駐車場を開設した際に、地元からも負担金を徴収したこ ともあり、有効利用の一環として、地元の産品等を販売することを考えたところ、その2店から希望 があった。なお、収入については、それぞれの売店の収入になっている。
- 問)負担金をいただいたから、その代わりに移動販売店等の店を営業させている意味か。
- 答) 一つは地元の観光 P R という観点から、北麓駐車場を活用していただこうという考えである。
- 問)移動販売店が何を売っていたかわからないが、アイスクリームの販売が地元のPRになるのか。 地元で生産されたものを販売するのであればわかるが、先ほどの答弁では合わないのではないか。
- 答)当初、地元産品のPRということだったが、登山者や観光客からのどが渇く、冷たいものが ほしいとのニーズがあり、かき氷やジュース等の販売が今のところ主力になっている。
- 問)それであればまともにやりましょう。行政がそんないい加減な対応ではまずいと思う。地元から負担金をもらい、それに応える形で地元のPRをするために、地元の特産品を販売してほしいと言っていたものが、何か知らないうちに水分補強やかき氷に代わっていくといった行政の形態があるのか。次に、富士山の協力金に対してどのような取り組みをしてきたのか、するつもりなのか伺う。

- 答)富士山保全協力金については昨年度から本格実施してきたが、昨年度は富士北麓駐車場、富士山五合目、吉田口登山道の佐藤小屋の脇の3か所で実施してきたが、昨年度の検証から今年度は富士山五合目と六合目の安全指導センターの2か所で実施している。しかし、現在、協力率が昨年度に届いていない状況なので、協力金の受付場所をふやす準備をしている。
- 問)これだけの登山者が来るのだから、まさしくここで徴収すべきではないのか。
- 答)ご指摘のとおりである。昨年度、富士北麓駐車場でお支払いいただいた方から、五合目でも徴収され2度取られると思ったという指摘があり、今年度、富士北麓駐車場では実施していなかったが、受付場所を広く持つことが周知や協力率のアップにもつながるので、現在準備をしているところである。
- 問)協力率が下がり、上げなければならないとみんなが考えているときに、私はここでもやっていると 思っていた。五合目で2重に取られると思われたなら、肩のところに済のシールでも張ってあげれば よいではないか。
- 答)現在、観光部職員を動員している中で、五合目で受付場所を増やし、人員の配置等で手配をしている。
- 問)車の周辺で着替えている人が大勢いたが、そういった方の要望も聞いてほしい。そのために、例えば快適なシャワールーム設置などを検討して、ここに来れば駐車場以外でもプラスになると思っていただくことが必要である。もっと頭を使って駐車場に1台でも多く利用してもらうためには、どうしたらいいのか考えてほしいと思うがどうか。
- 答) アンケート調査の中にそういった項目を加えるとともに、また観光客から対面でも聞いていく。
- 問)観光案内所に水のサーバーがなかったことに驚いたのだが、もともとはあったのか。あったが撤去したのか。それとも最初から設置するつもりがなかったのか。
- 答) 当初からなかった。
- 問)観光案内所なので公共性がある場所なので、サーバーは置いてもらいたいと思うがどうか。
- 答)御指摘のとおりである。サーバーについては準備の方向で検討していく。
- 問)資料9ページの使用状況だが、使用料全額免除の団体とそうでない団体とがあるが、区別の方法は。
- 答)公共性の高い団体は免除している。また、民間や実行委員会等で参加者を募って行うイベント等に おいても公共性の高いものは免除している。
- 問)富士山に登山するため24時間駐車すると、盗難等の危惧があるがセキュリティ面において、どう対応しているか。また、盗難等の事例はあるか。
- 答)マイカー規制期間が駐車場を利用する方が最も多いため、警備員を24時間配置して、夜間も巡回

している。また、料金徴収ボックスにも2カ所防犯カメラを設置している。今のところ、事件等の報告は受けていない。

- 問)以前、富士山保全協力金をいただいた場合にはバッジを配付していたと思うが、今もそうしていれば二重徴収にはならないと考えるがどうか。
- 答)一昨年の社会実験のときからバッジを領収証とともに記念品として渡し、なるべく身につけていただきたいとお願いはするものの、多くの方はお土産として持っていきたいとしてバッグにしまってしまい、バッジで見分けがつかない状況である。
- 問)マイカーの利用料は1,000円とのことだが、オートバイの料金はいくらになるか。
- 答)同じく1,000円である。
- 問)同じ1,000円とのことだが、高速料金も車とバイクでは差があるし、スペースの面でも差があるので、多くの方に登山して頂くためにもオートバイの料金について検討してもらいたいと思うがどうか。
- 答) そういった意見もあるとして今後検討していく。
- 問)先ほど芝生が痛んでいて補修をしているとの説明があったが、芝生を含めて365日管理をしているのではないか。
- 答)芝生の駐車場を含めて365日管理している。
- 問)マイカー規制の期間は7、8月の60日程度である。管理料は365日間を払っているのにもかかわらず、芝生がだめであれば、4月ごろから種をまけばいいのになぜやってないのか。
- 答)芝生の養生のため、自然回復という考え方でいたが、新たに芝を張ることも考えていく。
- 問)これは決算的な話でやっており、新たに考えるということではない。県が指定管理者にしっかり言わなければならない話ではないのか。
- 答)指定管理者にしっかりと伝えていく。
- 問)芝の面積等の資料も出すのか。
- 答)芝の面積等調べる。
- 問)いつ来れば365日の管理ができているという証拠が見られるのか。
- 答)マイカー規制期間が終わったところで、芝がはげている所は張るように指導していく。
- 問)年度当初からしっかり管理していればあのようなことにはならなかったと思うが。

- 答)芝の駐車場については、基本的には養生の為に使わない方向だが、実績にもあるとおり、日によっては1,300台近く停める日がある。そういうときは一時的に芝生の駐車場も使用している。
- 問)これは特別委員会だから何をしてくれという話ではない。昨年度の一年間の実績を鑑みて、こういうところがおかしいのではないか、予算的にもおかしいのではないかという点から調査している。管理料も税金だ。直営でやるのと指定管理者に任せるのとでは異なる。県と指定管理者との交流が果たされていない。どこの指定管理施設もほとんどそうである。もう一つ伺いたい。今年、富士ヒルクライムを6月7日に行う予定だったが、某会社の芸能か何かの大会があって14日に延期することになった。この大会が毎年やっているイベントと聞いたが、本当にそうなのか調べて報告してほしい。
- 答)使用状況については調べて報告する。



山梨県立富士北麓駐車場を視察

(2)【山梨県富士北麓公園】(指定管理者:公益財団法人山梨県体育協会)

調査内容(主な質疑)

山梨県富士北麓公園内会議室において、概要説明を受けた後、質疑を行った。主な質疑・答弁については以下のとおり。その後、現地視察(体育館)を行った。

- 問)設置目的に都市公園としての機能を発揮するとあるが、どのような取り組みを行っているか。
- 答)遊び、憩いの場を提供するために、常に緑地の管理や清潔な環境づくりなどに努めている。富士北麓公園は、富士・北麓地域のスポーツ公園の拠点として、スポーツの場を提供することが重要と考えており、各種イベントの実施に加え、スポーツ振興を図る啓蒙活動を行っている。
- 問)同じく設置目的に、防災拠点としての機能を発揮するとあるが、どのように指定管理者に対して注 文しているのか。
- 答)震度4以上の地震が発生した場合には、公園にかけつけてもらい、公園内に支障箇所がないか点検してもらう。北麓地域で活動する自衛隊や消防、警察の方の基地として活用することも目的としているため、そういった機能が発揮できる体制づくりをお願いしている。
- 問)都市公園としての機能を発揮するという本来の設置目的と指定管理を受けている体育協会との関係が見えてこないように感じる。例えば、防災拠点として周辺の市町村と連携した訓練を実施したなどが明確に出てこないと防災拠点として機能を果たせないのではないか。
- 答) 富士北麓公園が防災公園として指定されているが、体育協会としては、災害があった場合に、来園者の安全確保を第一にした避難誘導の訓練、地元消防を交えての地震・火災等に対する防災訓練を行っているところだが、地元の市町村との合同訓練は現在行っていなので、今後、市町村と協議して検討していく。
- 問)本来の設置目的があって指定管理を受けているわけだから、防災拠点としての位置づけが、疑われることになる。地域の市町村との避難訓練も行われていないのは、指定管理者として落ち度があるといえないか。
- 答)防災体制に関しては初期対応のみしてきたが、実際の災害に備えて市町村との連携について、 評価できていなかったのが実情なので、今後は設置目的に沿った対応を指定管理者と考えていく。
- 答)体育協会としては北麓公園が地域の防災拠点として、自衛隊・消防の活動拠点としての施設提供を 行うことを第一に対応している。また、利用者の安全確保等を図る対応を取り組んできた。
- 問) 防災拠点というのは、災害時に家を失った方たちがここへ来ることになるのか。

- 答)都市公園としての防災拠点の位置づけだが、富士吉田市や富士河口湖町など被災を受けた地域の復旧活動として、自衛隊、警察、消防の方たちの前線基地として使っていただくことが目的となっている。被災を受けた方の避難場所は、各市町村で指定した学校などであるため、富士北麓公園は被災者の受入としては想定していない。
- 問)収入状況のその他の中に協賛金とあるがどんなものか。
- 答)富士北麓公園で行うイベントに対して自販機設置業者からいただいた協賛金である。
- 問)自動販売機収入以外にも自動販売機設置業者から協賛金をもらっているのか。
- 答)そのとおりである。
- 問)そのような取り扱いは非常に不明確でないか。そうであれば、協賛金としてもらわないで自動販売 収入の中に上乗せしてもらった方がクリアでないか。協賛金の規約のようなものはあるのか。
- 答)協賛金については、自動販売機1台につき年間2万4千円お願いしているが、規約等はない。
- 問)ここに調査に来てそのようなこともわかったので、これが適切な収入なのか協議してほしい。また、 富士北麓公園のパンフレットに宿泊業者の広告が載っているが、ここからは広告料はもらってないの か。
- 答)このパンフレットは平成18年に作成したものだが、その際に広告料はもらっている。まだ、当初つくったものが残っているため、現在も使用している。
- 問)最後に、富士北麓公園は非常に人気がある場所につくったと思うが、競技場の稼働率が30%である。稼働率を上げていくためには、県内や県外にもここの良さを売り込まないといけないと思うが、これについて、どのような考え方でやってきたのか。
- 答)現在はメールマガジンによる情報発信のみだが、ツイッター等によるSNSを利用した検討も行ってきたので、今後はそういった情報発信も利用してこの公園の良さを伝える努力をしていく。
- 答)富士北麓公園の施設利用については、オリンピック・パラリンピック等の事前合宿誘致においても、 スポーツ健康課において資料を用意し、全国に向けて発信する取り組みを進めていく。
- 問)ここには売店はないが、移動販売所など地域の方々に入ってもらうとか、商工会と提携して、スポーツ応援に来ている方々に付加価値を与えつつ、売り上げの何%かを施設に入れてもらうといった考えも大事であると思う。これらは来園者のサービスにもつながると思うがどうか。
- 答)大きなイベントについては、それぞれ主催者が売店を設置することで話をもらっているが、売店が

ない場合で、大勢の集客を見込める場合には、体育協会から県へ売店の申請をして、臨時の売店を出店している。

- 問) そうすると売店等の売り上げは何になるのか。
- 答) 売店等の設置による売り上げについては指定管理者の自主事業の扱いになる。
- 問)自主事業というのは知事が認めたものだと思うが、売店の収入が自主事業になるのか。
- 答)県の要綱によると、指定管理者が自らの経費で行う事業については、自主事業となっており、指定 管理事業とは分けて考えている。
- 答)自主事業については、指定管理業務の範囲の外になるもので、その施設を利用して指定管理者が自らの責任と財産で行う事業のことである。他の施設でも、自動販売機の設置やレストラン、売店などは平成25年度の決算までは自主事業として扱ってきたが、平成26年度の決算からは、収支状況報告書に載せていると説明させていただいた。富士北麓公園の場合は、常設のレストランや売店ではないことから、従来の自主事業として、指定管理施設の収支の外となる。
- 問)自主事業というのは、一般的には指定管理者が指定管理以外に行う事業の中で、知事が認めた場合 に行うもので、売店が自主事業になるなど今まで聞いたことがない。
- 答)自主事業については、年度当初に、指定管理者が今年はこういう事業をしたいとして所管課から承認を受けたもので、指定管理の収支状況から除かれる扱いとなる。
- 問)売店販売について、自主事業として計画が出て、認められているのか。
- 答) 平成25年度まではそういう扱いをさせていただいた。平成26年度以降は、指定管理としての本来業務に付随する事業で指定管理業務の範囲内となり収支状況報告書に記載している。ただし、更新時期が来ていない施設については、引き続き自主事業として収支状況報告書に出ていない。
- 問)昨年からそうなっているなら、更新しているかいないかは別として、全ての施設に通知すべきでないか。
- 答) 平成25年度において、平成26年度に更新するものは一斉にそういう取り扱いにする。その時点で更新時期が中途の施設は、更新以降にするよう当課から通知した。
- 問)その通知を見せてほしい。
- 答) 承知した。

- 問)今回の売店については、今後どう指導するのか。
- 答) 平成26年度の売店事業については、年度当初に事業計画が都市計画課に提出され、承認されているが、確認してもし間違いがあれば適切に指導する。
- 問)総括審査までに精査して報告してください。
- 答)了解した。
- 問)入園者数と有料施設利用者数がだんだん上がってくるとの説明があったが、平成26年度は、30 万円の赤字があるが、要因は何か。
- 答)富士北麓公園は昭和61年に設置されたため、30年は経過している。そのため、修繕箇所が多々出てきているが、60万円以下は指定管理者が修繕を行うことになっており、その分経費がかかっている。
- 問) 施設所管課による評価にも修繕が多くなっていると記載があるが、最近、設備が古すぎてリニューアルした所はあるか。
- 答)県では昨年度、公園施設の長寿命化計画を策定し、基本的には耐用年数がきたらリニューアルする 考えだが、そうすると国体のときつくった施設が一斉に更新時期を迎えてしまうため、できる限り修 繕して、寿命を延ばしながら、更新費用の平準化を図るようにしている。
- 問)県の施設整備事業の中に富士北麓公園は入っているのか。
- 答)現在検討している県有スポーツ施設の整備方針の中で、富士北麓公園も検討対象としている。
- 問)ここは、スポーツ公園と都市公園の両方のイメージがあるが、今まで、食のフェスとかコンサートとか都市公園としてのイベント等の実績はあるのか。それともできないのか。
- 答)そういったイベントの申し込みがあれば、駐車場の確保とか公園施設に影響がないか確認して許可 することはできる。これまではそういったイベントを開催する主体がなかった。
- 問)富士北麓駐車場と富士北麓公園の駐車場を間違える人はあるか。
- 答)マイカー規制期間には、1日に5、6人は間違える方がいる。



山梨県富士北麓公園の説明、質疑の様子

(3)【 山梨県立富士湧水の里水族館 】(指定管理者:株式会社桔梗屋)

水産技術センター会議室において、概要説明を受けた後(質疑はなし)、現地視察(水族館) を行った。



山梨県立富士湧水の里の説明、質疑の様子